

生駒市消防本部訓令甲第3号

生駒市火災予防査察違反処理規程を次のように定める。

平成24年6月18日

生駒市消防長 藤田 隆文

生駒市火災予防査察違反処理規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 査察

第1節 査察の基本（第3条）

第2節 業務管理（第4条・第5条）

第3節 査察対象物の区分（第6条・第7条）

第3章 立入検査

第1節 立入検査の執行（第8条－第11条）

第2節 立入検査結果の処理（第12条－第16条）

第3節 資料の提出及び報告の徴収（第17条－第20条）

第4章 違反処理

第1節 通則（第21条－第23条）

第2節 警告（第24条－第26条）

第3節 事前手続（第27条）

第4節 命令（第28条－第32条）

第5節 公示（第33条）

第6節 特例認定の取消し等（第34条・第35条）

第7節 告発（第36条・第37条）

第8節 過料事件の通知（第38条）

第 9 節 代執行（第 3 9 条・第 4 0 条）

第 1 0 節 略式の代執行（第 4 1 条）

第 1 1 節 免状返納命令に係る手続（第 4 2 条）

第 1 2 節 送達（第 4 3 条）

第 5 章 補則（第 4 4 条・第 4 5 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号。以下「法」という。）及び生駒市火災予防条例（昭和 3 7 年 3 月生駒市条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づく査察の執行及び火災の予防に関する違反の処理その他防火の指導に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 査察 立入検査、違反処理及び火災の予防のための措置を含む行政作用をいう。

(2) 立入検査 法第 4 条又は第 1 6 条の 5 の規定により、消防対象物に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査又は質問を行うことにより、火災予防上不備な事項について関係者に指摘し、その是正を促す作用をいう。

(3) 違反処理 法及びそれに基づく政令及び省令（以下これらを「消防法令」という。）並びに条例その他火災の予防に関する規程に対する違反が認めら

れる事項（以下「違反事項」という。）について、警告、命令、許可若しくは特例認定の取消し若しくは告発又は過料事件の通知、代執行若しくは略式の代執行の発動をもって違反を是正するために必要な行政措置を講ずることをいう。

第2章 査察

第1節 査察の基本

（査察の原則）

第3条 消防長又は消防署長（以下これらを「署長等」という。）は、査察が必要と認める消防対象物（以下「査察対象物」という。）に対し、速やかに査察を執行することにより、違反事項の速やかな是正を図り、防火安全の確保に努めなければならない。

第2節 業務管理

（署長等の責務）

第4条 署長等は、査察と行政責任との関わり合いを十分認識するとともに、社会的情勢等を的確に洞察し、常に消防に対する社会的要請に対応した査察の推進に努めなければならない。

2 署長等は、査察対象物の複雑化及び多様化に対応するため、査察に従事する署長等以外の消防吏員（以下「査察員」という。）に対する教育の実施、自己啓発の助長等により、査察技術の向上を図るよう努めなければならない。

3 署長等は、査察が計画的に執行できるよう業務の適正化に努めなければならない。

（査察対象物の把握等）

第5条 署長等は、査察対象物の実態把握に努めるとともに、定期的に立入検査を行わなければならない。

第3節 査察対象物の区分

(査察対象物の区分)

第6条 査察対象物の区分は、当該対象物の用途、規模、出火危険及び人命危険等に応じ、別に定める。

(査察台帳)

第7条 署長等は、別に定める査察台帳（以下「査察台帳」という。）を作成し、適正に管理しなければならない。

2 査察員は、査察対象物の火災の概要、査察の実施状況、防火指導の状況その他必要な事項を整理し、査察台帳に記載しなければならない。

第3章 立入検査

第1節 立入検査の執行

(査察の種別)

第8条 査察の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期査察 定期的に第10条に規定する査察計画を立てて実施するものをいう。
- (2) 特別査察 署長等が必要と認めるときに査察対象物を指定して実施するものをいう。

(立入検査時の留意事項)

第9条 査察員は、立入検査の実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 常に関係法令に精通するとともに、必要な知識のかん養に努めること。
- (2) 正当な理由がなく立入検査を拒み、妨げ、又は忌避する者がある場合は、立入検査の要旨を十分に説明し、それでもなお査察に応じないときは、関係者に忌避等の理由を確認するとともにその旨を上司に報告し、指示を受けること。
- (3) 原則として関係者、防火管理者、危険物保安監督者、防災管理者その他

査察対象物に関係のある者の立会いを求めること。

- (4) 査察対象物のうち電気設備、機械設備、有害物質その他人体に危険のあるものについては、特に注意を払い、感電、転落等の事故防止に努めること。

- (5) 関係者の民事的な紛争に関与しないこと。

(査察の実施計画)

第10条 署長等は、別に定める基準により査察基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 署長等は、基本計画に基づき、1年間の立入検査の計画（以下「年間計画」という。）をその年度の前年度末までに策定しなければならない。

- 3 署長等は、年間計画に基づき、具体的な月間の立入検査の計画をその月の前月末日までに策定しなければならない。

(立入検査事項)

第11条 立入検査は、出火危険、延焼危険及び人命危険の排除を主眼として、次に掲げる状況等について行うものとする。

- (1) 次に掲げるものの位置、構造、設備及び維持管理の状況

ア 建築物その他の工作物

イ 消防用設備等

ウ 火気使用設備及び器具

エ 危険物及び指定可燃物

オ 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質

カ 防災物品

キ 避難施設又は防火施設

ク 電気、ガス、火薬類又は放射性物質等の施設

- (2) 防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び防災管理者の業務遂行状況
- (3) 消防用設備等及び危険物製造所等の定期点検の実施状況
- (4) 消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び防災規程の状況
- (5) その他火災予防上必要と認める事項

第2節 立入検査結果の処理

(立入検査結果の通知)

第12条 査察員は、立入検査を実施したときは、査察対象物の関係者に対し、立入検査結果通知書（様式第1号、様式第2号又は様式第3号）に違反事項その他必要事項（以下「指摘事項」という。）を記載して通知するものとする。

(立入検査結果の報告)

第13条 査察員は、立入検査を実施したときは、その結果を速やかに立入検査結果報告書（様式第4号）により署長等に報告しなければならない。

(是正等の報告)

第14条 立入検査結果通知書により通知した指摘事項については、速やかに是正（計画）報告書（様式第5号）により関係者に報告を求めるものとする。

2 是正（計画）報告書には、次に掲げる事項を明示させるものとする。

- (1) 指摘事項の是正等の完了年月日及び措置内容に係る事項
- (2) 指摘事項の是正等に一定の期間を要する場合は、是正等の具体的な計画に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(是正等の状況の確認)

第15条 署長等は、是正（計画）報告書の提出があったときは、是正等の状況を確認するための立入検査を実施するものとする。ただし、提出書類等により是正等の状況を確認できる場合は、この限りでない。

- 2 署長等は、査察対象物の関係者が是正（計画）報告書の提出を怠っているとき、又は指摘事項の是正等の履行が確保できないと認めるときは、提出の催促等適切な指導を行うとともに、時機を失することなく違反処理を行うものとする。

（関係行政機関等との連携）

第 16 条 署長等は、立入検査の結果、他の消防機関又は関係行政機関（以下これらを「関係行政機関等」という。）に対して通知する必要がある指摘事項が認められたときは、関係行政機関等に通知し、その是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その是正指導に努めるものとする。

- 2 署長等は、消防法令以外の法令に違反する査察対象物に対する違反是正の措置等を講ずる場合には、法第 35 条の 13 の規定により火災予防関係事項照会書（様式第 6 号）により関係行政機関等に照会し、又は協力を求めるなど関係行政機関等と十分な連絡調整を行い、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 署長等は、違反処理につき関係行政機関等から協力を求められたときは、火災の予防又は警戒に関する事項に限り、必要に応じ協力するものとする。

第 3 節 資料の提出及び報告の徴収

（資料の提出）

第 17 条 署長等は、火災予防のため必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求めるものとする。

- 2 前項の資料の提出は、関係者の任意によるものとする。
- 3 署長等は、前項の規定による任意の提出が困難であると認めるとき、又は適当でないと認めるときは、資料提出命令書（様式第 7 号又は様式第 8 号）により資料の提出を命ずるものとする。
- 4 前項の規定により資料を提出させる場合は、資料提出書（様式第 9 号）によ

り提出させるものとする。

（資料の受領及び保管）

第 18 条 前条の規定により資料を提出させる場合は、資料の所有権の放棄又は資料の返却のいずれかの意思を明らかにさせるため、資料提出書にその旨を記入の上、提出させるものとする。ただし、前条第 2 項の規定による資料の提出の場合で、資料の提出者が当該資料の所有権を放棄する旨の意思表示をしたときは、この限りでない。

2 資料の提出者が提出した資料の所有権を放棄する旨の意思表示をした場合は、提出資料受領書（様式第 10 号）を当該提出者に交付するものとする。

3 資料の提出者が提出した資料の返却の意思表示をした場合は、提出資料保管書（様式第 11 号。以下「提出保管書」という。）を当該提出者に交付するものとする。

4 提出保管書を交付したときは、当該提出を受けた資料は、紛失、き損等のないよう保管しなければならない。

5 保管の必要がなくなった資料は、当該資料の提出者に速やかに返却するものとする。

6 前項の規定により資料の返却を行う場合は、提出保管書に受領の旨を記載させるものとする。

（報告の徴収）

第 19 条 署長等は、火災予防のため必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な報告を求めるものとする。

2 前項の報告は、関係者の任意によるものとする。

3 署長等は、前項の規定による任意の報告が困難であると認めるとき、又は適当でないと認めるときは、報告徴収書（様式第 12 号又は様式第 13 号）により報告を命ずるものとする。

- 4 前項の規定による報告があった場合は、報告徴収受領書（様式第14号）を当該報告者に交付するものとする。

（危険物の収去）

第20条 法第16条の5第1項の規定により、危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去しようとする場合は、生駒市危険物規制規則（昭和61年5月生駒市規則第7号）第15条の規定により処理するものとする。

第4章 違反処理

第1節 通則

（違反処理の基本的留意事項）

第21条 違反処理は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正かつ公平に行うこと。
- (2) 違反処理事務を行うに当たっては、関係者に対し誠実かつ沈着、冷静に対処すること。
- (3) 違反処理を行った事案については、適時、追跡確認を行い、違反事項の是正促進に努めること。

（違反処理の基準）

第22条 署長等又は査察員は、別に定める違反処理基準（以下「違反処理基準」という。）に示す措置区分により違反処理を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、署長等又は査察員は、違反の事実が明白で、かつ、火災予防上若しくは人命安全上猶予がないと認めるとき、又は違反事実が特異なものであるときは、違反処理基準に示す措置区分によらないことができる。
- 3 署長等又は査察員は、違反処理基準に示す違反内容に該当しない事実であっても、火災予防上必要と認めるものについては、火災危険の実態に即した警告

を行うものとする。

(違反の調査等)

第 23 条 査察員は、職務の執行に際し、違反処理が必要な事案を発見し、又は聞知したときは、速やかに署長等に報告しなければならない。

2 署長等は、前項の規定による報告を受けたとき、又はその他の方法により違反事案を覚知したときは、査察員に命じて、速やかに違反の事実の調査に当たらせるものとする。ただし、事前に違反の事実が明らかである場合は、調査を省略させることができる。

3 前項の規定による調査を命ぜられた査察員は、調査結果を違反調査報告書（様式第 15 号）により署長等に報告しなければならない。

4 査察員は、違反の調査に際し、関係のある者に対して質問を行った場合は、必要に応じ、質問調書（様式第 16 号）を作成し、その結果を記録しておかなければならない。

5 違反調査報告書には、違反事実を明らかにするため、実況見分調書（様式第 17 号）、質問調書、現場図面及び現場写真その他必要な資料の全部又は一部を添付するものとする。

6 署長等は、違反処理を行うために必要があるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求めるものとする。

7 署長等は、違反処理を行うために必要があるときは、関係者に対し、必要な報告を求めるものとする。

8 第 17 条第 2 項から第 4 項まで及び第 18 条の規定は第 6 項の資料の提出について、第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定は前項の報告について準用する。

第 2 節 警告

(警告)

第24条 署長等は、違反事項については是正指導をしたにもかかわらず関係者の具体的な是正意思が認められないとき、又は違反の内容若しくは火災危険の重大性から火災予防上必要と認めるときは、当該関係者に対し、警告書（様式第18号）を交付することにより警告を行うものとする。

2 署長等は、違反事案が違反処理の手續を行う前に是正された場合であっても、災害又は事後の違反の再発防止を図るために必要があるときは、警告を行うものとする。この場合において、前項の規定による方法によらないことができる。

3 署長等は、違反の事実が明白で、かつ、火災予防上必要と認める場合で、警告書を交付するいとまがないときは、違反の調査を命じた査察員に口頭で必要な事項を警告させることができる。この場合、原則として事後速やかに警告書を当該違反者等に交付するものとする。

（履行状況の確認）

第25条 署長等は、前条の規定により警告を行ったときは、必要に応じ、当該関係者から警告を行った事項（以下「警告事項」という。）の改善についての報告を求めるとともに、査察員に履行状況の調査を行わせるものとする。

2 前項の調査を行った査察員は、調査結果を署長等に報告するものとする。

（上位の措置への移行）

第26条 署長等は、前条第1項の調査の結果、警告事項の改善が図られていないと認めるときは、違反処理基準に示す措置区分に従い上位の措置を行うものとする。

第3節 事前手續

（聴聞及び弁明の機会の付与の必要な不利益処分）

第27条 違反処理において、聴聞が必要な不利益処分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 8 条の 2 の 3 第 6 項（法第 3 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特例認定の取消し
- (2) 法第 1 2 条の 2 第 1 項の規定による危険物製造所等の設置等の許可の取消し
- (3) 法第 1 3 条の 2 4 第 1 項の規定による危険物保安監督者の解任命令

2 違反処理において、弁明の機会の付与が必要な不利益処分は、次のとおりとする。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による防火対象物に対する予防措置命令等（緊急の場合を除く。）
- (2) 法第 5 条の 2 第 1 項の規定による防火対象物に対する使用禁止命令等（緊急の場合を除く。）
- (3) 法第 5 条の 3 第 1 項の規定による防火対象物に対する危険排除のための措置命令（緊急の場合を除く。）
- (4) 法第 8 条第 4 項（法第 3 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による防火管理業務適正執行のための措置命令（法令により処分要件が明確なものを除く。）
- (5) 法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による危険物製造所等の使用停止命令

- (6) 法第 1 4 条の 2 第 3 項の規定による予防規程の変更命令

3 前 2 項に規定する不利益処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続については、生駒市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 9 年 5 月生駒市規則第 2 0 号）に定めるところとする。

第 4 節 命令

（署長等による命令）

第 2 8 条 署長等は、警告事項が履行されないとき、又は火災危険が大きく緊急

に是正措置を講ずる必要があるときは、当該関係者に対し、命令書（様式第 19 号、様式第 20 号又は様式第 21 号）を交付することにより命令を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、署長等は、違反の事実が明白で、かつ、緊急に措置をとる必要がある場合には、違反者等に対し、口頭で必要な事項を命令することができる。この場合、原則として事後速やかに命令書を当該違反者等に交付するものとする。

（署長等以外の消防吏員による命令）

第 29 条 署長等以外の消防吏員は、立入検査その他業務の遂行中において違反処理基準に該当する違反を発見したときは、命令書（様式第 22 号又は様式第 23 号）を交付することにより命令（法第 3 条第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定による措置命令に限る。）を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、署長等以外の消防吏員は、違反の事実が明白で、かつ、緊急に措置をとる必要がある場合には、違反者等に対し、口頭で必要な事項を命令することができる。この場合、原則として事後速やかに命令書を当該違反者等に交付するものとする。

- 3 前 2 項の命令を行った消防吏員は、違反調査報告書により署長等に報告しなければならない。

（教示）

第 30 条 書面により命令を行うときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 57 条の規定による不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条の規定による取消訴訟に関する教示をしなければならない。

（催告）

第 31 条 署長等は、第 28 条の規定により命令を行ったときは、命令事項の履

行状況を随時把握し、履行期限を経過しても是正されていない場合には、必要に応じて催告書（様式第 2 4 号）を交付して履行の促進を図るものとする。

（命令の解除）

第 3 2 条 署長等は、法第 5 条の 2 第 1 項、第 1 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 1 2 条の 3 第 1 項の規定による命令を行った事項の全部又は一部が履行されたことにより、受命者から命令の解除の申出があったとき、又はその事実を知ったときは、その履行状況を確認し、命令を解除することが適当と認めるときは、速やかに当該命令を解除するものとする。

2 前項の規定による命令の解除は、命令解除通知書（様式第 2 5 号）を交付することにより行うものとする。

第 5 節 公示

第 3 3 条 法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項及び第 4 項（法第 3 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 3 項（法第 3 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 の 5 第 3 項及び第 1 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による命令を行った場合にあっては法第 5 条第 3 項（これを準用する場合を含む。）の規定により、法第 1 1 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 1 2 条第 2 項、第 1 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 1 2 条の 3 第 1 項、第 1 3 条の 2 4 第 1 項、第 1 4 条の 2 第 3 項、第 1 6 条の 3 第 3 項及び第 4 項及び第 1 6 条の 6 第 1 項の規定による命令を行った場合にあっては法第 1 1 条の 5 第 4 項（これを準用する場合を含む。）の規定により、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ消防法による命令の公告（様式第 2 6 号）の設置その他の方法により公示を行うものとする。

2 前項の公示は、同項の命令後速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。

第 6 節 特例認定の取消し等

(特例認定の取消し)

第 3 4 条 署長等は、法第 8 条の 2 の 3 第 6 項（法第 3 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消しを行う場合は、特例認定取消書（様式第 2 7 号）を交付することにより行うものとする。

(許可の取消し)

第 3 5 条 法第 1 2 条の 2 第 1 項の規定による危険物製造所等の許可の取消しは、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 法第 1 2 条の 2 第 1 項の規定による使用停止命令（次号において「使用停止命令」という。）に違反したとき。
- (2) 使用停止命令に従って措置を講じてもなお違反事項が是正されないとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、許可の取消しが必要と認められるとき。

2 前項の許可の取消しは、許可取消書（様式第 2 8 号）を交付することにより行うものとする。

第 7 節 告発

(告発)

第 3 6 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき。
- (2) 違反に起因して火災等が発生若しくは拡大又は死者が発生したとき。
- (3) 告発をもって措置すべき情状が認められるとき。

(告発の手続)

第 3 7 条 消防長は、告発すべき違反事案を覚知したときは、当該違反事案の調査に着手し、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 2 3 9 条第 2 項の規定により、捜査機関に告発しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場

合は、口頭で告発することができる。

- 2 前項の規定による告発は、違反事案の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対し、告発書（様式第 29 号）に違反事実に係る関係書類、現場写真その他必要な資料を添付して行うものとする。

第 8 節 過料事件の通知

- 第 38 条 消防長は、法第 46 条の 5 の規定により過料に処されるべき違反事案（法第 8 条の 2 の 3 第 5 項（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は法第 17 条の 2 の 3 第 4 項の規定に係るものに限る。）を覚知したときは、当該違反事案の調査に着手し、過料事件通知書（様式第 30 号）に当該違反事実に係る関係証拠を添付して当該違反者の住所地を管轄する地方裁判所に通知するものとする。

第 9 節 代執行

（代執行）

- 第 39 条 消防長は、第 28 条又は第 29 条の規定による命令を関係者が履行しない場合で、告発その他の方法によってはその履行を確保できないと認めるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより代執行を行うものとする。
- 2 消防長は、代執行を行おうとするときは、事前に執行に伴う作業、警戒及び経費等について計画を策定しなければならない。
- 3 代執行を行う場合の戒告、通知及び代執行に要した費用の徴収のための文書並びに執行責任者の証票は、次のとおりとする。
 - (1) 戒告書（様式第 31 号又は様式第 32 号）
 - (2) 代執行令書（様式第 33 号又は様式第 34 号）
 - (3) 代執行費用納付命令書（様式第 35 号又は様式第 36 号）
 - (4) 代執行執行責任者証（様式第 37 号）

(証票の携帯)

第40条 署長等その他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第3項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、これを提示しなければならない。

第10節 略式の代執行

第41条 消防長は、法第3条第1項又は第5条の3第1項の規定による命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができないときは、法第3条第2項又は第5条の3第2項の規定により、消防吏員に法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる措置をとらせるものとする。この場合において、物件を除却させたときは、当該物件を保管しなければならない。

2 法第5条の3第2項の規定による公告は、公告書(様式第38号)により行うものとする。ただし、緊急の必要があると認められるときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項後段の規定により物件を保管したときは、法第3条第3項及び第5条の3第4項において準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第64条第3項並びに消防法施行令(昭和36年政令第37号)第50条において準用する災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「災対令」という。)第25条及び第26条第1項の規定により、保管物件についての公告(様式第39号)により公示するものとする。

4 消防長は、第1項後段の規定により物件を保管したときは、保管物件一覧簿(様式第40号)を作成し、公示場所に備え付け、関係者が自由に閲覧できるようにしなければならない。

5 消防長は、第1項後段の規定により保管した物件(以下「保管物件」という。)が滅失し、若しくは損傷するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な

費用若しくは手数を要するときは、災対法第64条第4項及び災対令第27条の規定により、当該物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

6 保管物件の関係者で権原を有するものが当該保管物件の返還を請求しようとするときは、保管物件返還請求書（様式第41号）により請求させなければならない。ただし、当該保管物件が前項の規定により売却されている場合は、売却代金返還請求書（様式第42号）により売却代金の返還を請求させなければならない。

7 消防長は、前項の規定により保管物件又は売却代金の返還を求められたときは、保管物件又は売却代金について権原を有する者であることを証する書類等の提出を求め、権利の存否を確認の上、当該保管物件を返還しなければならない。

8 消防長は、前項の規定により保管物件又は売却代金を返還したときは、当該保管物件の権原を有する者に対し、保管物件受領書（様式第43号）又は売却代金受領書（様式第44号）を提出させるとともに、保管費用等納付命令書（様式第45号）により保管、売却及び公示等に要した費用の納付を命じ、当該費用を徴収するものとする。

第11節 免状返納命令に係る手続

第42条 法第13条の2第5項（法第17条の7第2項において準用する場合を含む。）に規定する都道府県知事による危険物取扱者又は消防設備士の免状返納に係る火災予防関係法令に対する違反を覚知した場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 危険物取扱者に係る場合にあつては、危険物取扱者違反処理報告書（様式第46号）に関係書類を添えて奈良県知事に報告するとともに、当該違反者に対し違反事項通知書（様式第47号）を送達する。

(2) 消防設備士に係る場合にあっては、消防設備士違反処理報告書（様式第 48 号）に関係書類を添えて奈良県知事に報告するとともに、当該違反者に対し違反事項通知書（様式第 49 号）を送達する。

2 消防長は、防火対象物点検資格者が不適正であると認める事案があるときは、防火対象物点検資格者不適正点検事案報告書（様式第 50 号）により財団法人日本消防設備安全センターに通知するものとする。

3 消防長は、消防設備点検資格者が不適正であると認める事案があるときは、消防設備点検資格者不適正点検事案報告書（様式第 51 号）により財団法人日本消防設備安全センターに通知するものとする。

第 12 節 送達

第 43 条 この訓令により警告書、命令書、認定取消書、許可取消書、戒告書、代執行令書、代執行費用納付命令書、略式の代執行費用納付命令書及び違反事項通知書を交付するときは、当該関係者に直接交付し、受領書（様式第 52 号）に署名押印を求めるものとする。ただし、受領拒否等の事由により直接交付ができないときは、配達証明又は内容証明の取扱いにより郵送するものとする。

第 5 章 補則

（違反処理結果の確認等）

第 44 条 署長等は、違反処理の状況について、違反処理経過簿（様式第 53 号）及び違反処理完了報告書（様式第 54 号）を作成しておかなければならない。

（施行の細目）

第 45 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年6月18日から施行する。

(生駒市火災予防査察規程及び生駒市火災予防等違反処理規程の廃止)

2 生駒市火災予防査察規程（昭和61年5月生駒市消防本部訓令甲第2号）及び生駒市火災予防等違反処理規程（昭和61年5月生駒市消防本部訓令甲第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の生駒市火災予防査察規程及び生駒市火災予防等違反処理規程（次項において「廃止前の訓令」という。）の規定によりなされた査察結果の通知、改善状況の報告、是正指導その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この訓令の施行の際現に廃止前の訓令の規定により作成されている通知書等の用紙で残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

立入検査結果通知書

第 号
年 月 日

殿
(所 属)
(階 級 ・ 氏 名) 印

あなたの する下記の対象物について、 年 月 日 消防法第 条
の規定に基づき立入検査を行ったところ、下記のとおり火災予防上の不備欠陥がありましたので是正
されるよう通知します。
なお、指摘事項については、 年 月 日までに生駒市消防長にその是正状況及び
是正計画について報告してください。

名 称		所在地	
検 査 立会者		備 考	

是正(計画)報告 書の提出先及び 問い合わせ先	(所 属) 奈良県生駒市	担 当 (階 級 ・ 氏 名) 電話番号
-------------------------------	-------------------	---------------------------

※ 根拠法令に記載されている法令の略称は、次のとおりです。 法（消防法）、令（消防法施行令）、規則（消防法施行規則）、危令（危険物の規制に関する政令）、 危則（危険物の規制に関する規則）、条例（生駒市火災予防条例）、建法（建築基準法）、 建令（建築基準法施行令）、液法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）		
No.	指摘事項（是正を要する事項）	根拠法令

立入検査結果通知書

年 月 日

殿

（ 所 属 ）

（ 階 級 ・ 氏 名 ） ㊤

あなたが所有、管理、占有する下記移動タンク貯蔵所について 年 月 日消防法第4条により立入検査を行なったところ、
下記の㊥印を付した事項に不備が認められるので、速やかに改善するよう通知します。
異常がないので通知します。

記

所 在 地	電話				
名 称				責任者氏名	
許可類別等	類	品 名	品 目	最 大 数 量	
				L, kg	
車 両 番 号				検査立会者氏名	㊤
検 査 項 目	違 反 指 摘 事 項				違反指摘箇所等
標 識	☐ なし(前後) ☐ 不鮮明(前後) ☐ 形状不適(前後) (危令 30)				
積 載 危 険 物	☐ もれ ☐ あふれ ☐ 飛散 (危令 24)				
容 器	☐ 材質不適 ☐ 外装不適 ☐ 内装不適				
	☐ 破損 ☐ 変形 ☐ 腐食 (危令 28)				
	☐ 表示なし ☐ 表示不鮮明 (危令 29)				
積 載 方 法	☐ 収納方法不適 ☐ 容器密封不適 ☐ 転落落下防止不適				
	☐ 禁止物品の混載不適 ☐ 遮光性被覆不適 ☐ 防水性被覆不適				
	☐ 温度管理不適 ☐ 収納口方法不適 ☐ 積み重ね高さ不適 (危令 29)				
消 火 器	☐ な し ☐ 不 足				
	☐ 失 効 ☐ 破 損 (危令 30)				
	☐ 腐 食 ☐ 機能不良				
そ の 他	☐				
	☐				
	☐				
検 査 場 所				検査員	
問 合 せ 先	課 出張所 係(担当) 電話				
違反指摘事項については、 年 月 日までに所轄消防長又は消防署長にその改修状況及び改修計画について、報告してください。 ※注 ㊥違反指摘事項 ☐ 無印適合 ☒ 改修済 ☐ 訂正 法令の略称 法（消防法） 危令（危険物の規制に関する政令） 危則（危険物の規制に関する規則）					

立入検査結果通知書

年 月 日

殿

（所 属）

（階 級 ・ 氏 名） ㊟

あなたが所有、管理、占有する下記移動タンク貯蔵所について 年 月 日消防法第16条の5により立入検査を行ったところ、
㊟印を付した事項に不備が認められるので、速やかに改善するよう通知します。
異状がないので通知します。

記

所在地		電話					
名称				責任者氏名			
許可類別等		類	最大数量	設置(変更)許可年月日番号		年 月 日第 号	
			L, kg	車両番号		許可行政庁	
車両形式		☐ 単一車 ☐ 被けん引車 ☐ 積載 ☐ その他		危険物取扱者		甲, 乙 (), 丙	
常置場所				運転者氏名			
				検査立会者氏名		印	
検査項目		違反指摘事項				違反指摘箇所等	
許可等		☐ 無許可設置 ☐ 無許可変更 (法11-1)					
		☐ 完成検査前使用(法11-5) ☐ 許可品名以外の積載(危令24)					
		☐ 完成検査検査済証なし ☐ 点検記録なし(□1年・□5年)(危令26)					
		☐ 譲渡引渡届出書なし ☐ 品名、数量・倍数変更届出書なし					
移送等		☐ もれ、あふれ、飛散(危令24) ☐ 使用時以外の底弁開放(危令26)					
		☐ 危険物取扱者免状不携帯 ☐ 危険物取扱者無乗車(法16の2)					
保安講習		☐ 未受講 (法13の23)					
構造	タンク本体	☐ 損傷 ☐ 変形 ☐ 腐食 ☐ サビ止め塗装剥離 ☐ 固定不良				(法10-4・危令15)	
	防波板	☐ 損傷 ☐ 変形					
	防護枠	☐ 損傷 ☐ 変形 ☐ 腐食					
	側面枠	☐ 損傷 ☐ 変形 ☐ 腐食					
	配管・弁	☐ 損傷 ☐ 変形 ☐ 腐食					
	マンホール・注入口	☐ 損傷 ☐ 変形 ☐ パッキン不良					
	計量口	☐ 損傷 ☐ 変形 ☐ パッキン不良					
	可燃性蒸気回収設備	☐ 損傷 ☐ 変形 ☐ 機能不良					
	安全装置(弁)	☐ 損傷 ☐ 変形 ☐ 機能不良					
	接地導線	☐ 損傷 ☐ 機能不良					
	緊急レバー	☐ 損傷 ☐ 機能不良					
	注入ホース	☐ 損傷 ☐ 導通不良					
	結合金具	☐ 損傷 ☐ パッキン不良					
標識		☐ なし(前後) ☐ 不鮮明(前後) ☐ 形状不適(前後)					
表示	品名、数量	☐ なし ☐ 不鮮明 ☐ 記載内容不適					
	緊急レバー	☐ なし ☐ 不鮮明					
消火器		☐ なし ☐ 失効 ☐ 腐食 ☐ 不足 ☐ 破損 ☐ 機能不良 (危令20・22)					
その他		☐ ☐ ☐					
検査場所				検査員			
問合せ先		課 出張所		係(担当)		電話	
違反指摘事項については、 年 月 日までに所轄消防長又は消防署長にその改修状況及び改修計画について、報告してください。							
※注		㊟違反指摘事項 ☐ 無印適合 ☒ 改修済 ☐ 訂正					
法令の略称		法(消防法) 危令(危険物の規制に関する政令) 危則(危険物の規制に関する規則)					

生駒市消防長 殿
(生駒市消防署長)

年 月 日

次の について、 年 月 日 消防法第 条 の規定に基づき
実施した立入検査の結果について報告します。

なお、この結果については、より処理して
よろしいか。

名 称		所在地	
項別又は 施設区分		査察種別	
検 査 立会者		備 考	
※ 根拠法令に記載されている法令の略称は、次のとおりです。 法（消防法）、令（消防法施行令）、規則（消防法施行規則）、危令（危険物の規制に関する政令）、危則（危険物の規制に関する規則）、条例（生駒市火災予防条例）、建法（建築基準法）、建令（建築基準法施行令）、液法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）			
No.	指摘事項（是正を要する事項）		根拠法令

是正（計画）報告書

年 月 日

生駒市消防長 殿
(生駒市消防署長)

住 所

名 称

職 ・ 氏名 ㊟

私の する下記の について、 年 月 日 通知のあった指摘事項
については、下記のとおり是正（計画）いたしましたので報告します。

名 称	
所在地	

No.	指摘事項（是正を要する事項）	是正（計画）年月日 措 置 内 容

第 号

年 月 日

火災予防関係事項照会書

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)



火災予防上必要があるので、下記事項につき回答願いたく、消防法第 3 5 条の
1 0 の規定に基づき照会します。

記

照会消防本部の所在地

照 会 者 氏 名

連 絡 電 話 番 号

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長 
(生駒市消防署長)

資 料 提 出 命 令 書

所 在
名 称
用 途

火災予防のため必要があるので、消防法第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 4 4 条第 2 号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に〇〇〇長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

生 駒 市 長



資 料 提 出 命 令 書

所 在
名 称
用 途

火災予防のため必要があるので、消防法第 1 6 条の 5 第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 4 4 条第 2 号の規定により処罰され
ることがある。

記

命令事項

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算し
て 6 0 日以内に生駒市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して
6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる
（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この命令について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する
決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告とし
て処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第9号（第17条関係）

年 月 日

生駒市消防長 殿
(生駒市消防署長)
(生駒市長)

提出者

住所

氏 名



資料提出書

年 月 日付け 第 号により資料提出命令された下記の
資料を提出します。

なお、提出した資料については、用済み後 返還・処分 してください。

記

提出資料名

通

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)
(生 駒 市 長)

印

提 出 資 料 受 領 書

年 月 日付けで提出された下記の資料を受領しました。

記

提出資料名 通

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)
(生 駒 市 長)

印

提 出 資 料 保 管 書

年 月 日付けで提出された下記の資料を受領し保管しました。
この保管書は、資料が返却されるまで紛失しないよう保管すること。

記

提出資料名 通

上記の資料について、返還を受け受領しました。

年 月 日

受領者

印

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)



報 告 徴 収 書

所 在
名 称
用 途

火災予防のため必要があるので、消防法第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに生駒市消防本部に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第 4 4 条第 2 号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に〇〇〇長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

生 駒 市 長



報 告 徴 収 書

所 在
名 称
用 途

火災予防のため必要があるので、消防法第 1 6 条の 5 第 1 項の規定に基づき、
下記事項を 年 月 日までに生駒市消防本部に文書をもって報告する
よう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第 4 4 条第 2 号の規定
により処罰されることがある。

記

報告内容

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算し
て 6 0 日以内に生駒市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して
6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる
（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この命令について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する
決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告とし
て処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)
(生 駒 市 長)

印

報 告 徴 収 受 領 書

年 月 日付けで提出された下記の報告文書を受領しました。

記

報告文書名 通

年 月 日

生駒市消防長 殿
(生駒市消防署長)

(所 属)
(階 級 ・ 氏 名) (印)

違反調査報告書

違反者	住 所			
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日 歳	職 業	
対象物の状況	所 在			
	名 称		構造・規模	
	用 途			
違反事実				
違反条項				
違反の概要 (発生事由・経過等)				
参考事項 (査察経過等)				

質 問 調 書 (第 回)

質問実施日時

開始	年	月	日	時	分	ころ
終了	年	月	日	時	分	ころ

对象物所在地

同 名 称

上記の対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者住所

同 氏 名

同 生 年 月 日

同職業(職名)

[illegible]

実況見分調書（第 回）

開始 年 月 日 時 分
 実況見分日時 終了 年 月 日 時 分

- | | |
|---|-----|
| 1 | 所在地 |
| 2 | 名 称 |
| 3 | 用 途 |

上記の対象物における
本職は次のとおり見分した。

年 月 日

(階 級 ・ 氏 名) ⑩

実況見分の目的

実況見分の立会人

住所

職・氏名・年齢 (歳)

[illegible]

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長 印
(生駒市消防署長)

警 告 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、下記のとおり履行するよう
警告する。

なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく命令を行うことがある。
命令を行ったときは、当該対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識
を設置等により公示する。

記

警告事項

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長 
(生駒市消防署長)

命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法第 条 第 項
の規定により下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の事由

教 示
この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に 長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長 
(生駒市消防署長)

命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法第 5 条 第 項
の規定により下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の事由

教 示
この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に 長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

生 駒 市 長 

命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法第 条 第 項
の規定により下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の事由

教 示
この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に生駒市長に対して異議申立てをすることができる。
また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。
なお、この命令について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

（ 階 級 ・ 氏 名 ） 印

命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法第 条 第 項
の規定により下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の事由

教 示
この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に 長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

殿

（ 階 級 ・ 氏 名 ） 印

命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法第 5 条 第 項
の規定により下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の事由

教 示
この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に
に 長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に
生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において
生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決
を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に生駒市を被告として処分の取消しの
訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)
(生 駒 市 長)

印

催 告 書

あなたは、 年 月 日付け 第 号をもって命令した事項
(別添命令書写し) について履行していないので、速やかに履行するよう催告す
る。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)
(生 駒 市 長)

印

命 令 解 除 通 知 書

所 在
名 称
用 途

あなたの する上記対象物について、 年 月 日付け
第 号による 命令については、下記の理由によりこれを解除
します。

記

解除の理由

消防法による命令の公告

所 在 地

名 称

命令を受けた者の氏名

この 是、消防法に違反しているので、 年 月 日、
消防法第 条 第 項の規定に基づき次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

生駒市消防長 印
(生駒市消防署長)
(生 駒 市 長)

注 意

- 1 この標識は、消防法第 条 第 項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)



特 例 認 定 取 消 書

あなたの する下記防火（防災管理）対象物（ 年 月 日
第 号認定）は、消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 号（消防法第 3 6 条第 1
項において準用する場合を含む。）に該当するため、同項の規定に基づき、特例認
定を取り消す。

記

- 1 防火（防災管理）対象物名
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消しの事由

教 示

この処分不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算し
て 6 0 日以内に 長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して
6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる
(訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決
があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処
分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

生 駒 市 長



許 可 取 消 書

あなたの する下記 （ 年 月 日 第
号設置許可）は、消防法第 条 第 項違反と認めるので、同法第 12
条の 2 第 1 項の規定に基づき、許可を取り消す。

記

- 1 施設区分
- 2 設置場所又は常置場所
- 3 設置許可年月日・番号
- 4 許可取消し事由

教 示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に生駒市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長



告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第 239 条第 2 項により関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 参考事項
- 6 犯罪の情状
- 7 意 見

第 号
年 月 日

御中

生駒市消防長 

過 料 事 件 通 知 書

消防法第 4 6 条の 5 に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、下記
のとおり通知します。

記

- 1 違反者氏名及び住所
- 2 違反対象物の名称等及び管理権原者
- 3 該当法条
- 4 添付書類

第 号
年 月 日

戒 告 書

殿

生駒市消防長



1 所在地

2 名 称

3 用 途

上記対象物について、と認めたので、消防法第 条第 項の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって年 月 日までにすることを命じたが、いまだ履行されていない。

よって、前記命令を年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により戒告する。

また、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収する。

なお、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないことを申し添える。

教 示

この戒告に不服のある場合は、戒告があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に生駒市長に対して審査請求をすることができる。

また、この戒告については、戒告があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この戒告について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

戒 告 書

殿

生 駒 市 長



1 所在地

2 名 称

3 用 途

上記対象物について、と認めたので、消防法第 条第 項の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって年 月 日までにすることを命じたが、いまだ履行されていない。

よって、前記命令を年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により戒告する。

また、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収する。

なお、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないことを申し添える。

教 示

この戒告に不服のある場合は、戒告があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に生駒市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この戒告については、戒告があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この戒告について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

代 執 行 令 書

殿

生駒市消防長



1 所在地

2 名 称

3 用 途

上記対象物については、 年 月 日付け 第 号をもって戒告したが、いまだ履行されていない。

よって、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知する。

また、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収する。

なお、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないことを申し添える。

1 代執行の期日

2 代執行執行責任者（階 級 ・ 氏 名）

3 代執行に要する費用の概算見積額

4 代執行の内容

教 示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に生駒市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

代 執 行 令 書

殿

生 駒 市 長



1 所在地

2 名 称

3 用 途

上記対象物については、年 月 日付け 第 号をもって戒告したが、いまだ履行されていない。

よって、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知する。

また、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収する。

なお、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないことを申し添える。

1 代執行の期日

2 代執行執行責任者（階 級 ・ 氏 名）

3 代執行に要する費用の概算見積額

4 代執行の内容

教 示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に生駒市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。

なお、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

代執行費用納付命令書

殿

生駒市消防長



- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

年 月 日付け 第 号の代執行令による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添える。

- 1 納付期日 年 月 日
- 2 納付金額 金 , 円
- 3 納付方法
- 4 代執行

教 示
この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に生駒市長に対して審査請求をすることができる。
また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。
なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第 号
年 月 日

代執行費用納付命令書

殿

生 駒 市 長



- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

年 月 日付け 第 号の代執行令による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添える。

- 1 納付期日 年 月 日
- 2 納付金額 金 , 円
- 3 納付方法
- 4 代執行

教 示
この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に生駒市長に対して異議申立てをすることができる。
また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。
なお、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

代執行執行責任者証

（ 階 級 ・ 氏 名 ）

上気の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

生駒市消防長
（生駒市消防署長）
（生 駒 市 長）



記

- 1 代執行をなすべき事項
- 2 代執行をなすべき期日

第 号
年 月 日

公 告 書

火 災 予 防 に 危 険 で あ る
次の物件は、と認めるので、当該
消火、避難その他の消防活動に支障がある

物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者は、年 月 日
までに当該物件を すること。

もし、この期限までに当該物件を しないときは、消防職員が除去する。

消防法第 5 条の 3 第 2 項の規定により公告する。

生駒市消防長 印

（物件の表示）

1 所 在

2 種類及び数量

第 号
年 月 日

保管物件についての公告

火 災 の 予 防 に 危 険 で あ る
消火、避難その他の消防活動に支障になる
と認めるので、消防法第 条
の規定により、下記物件を保管しました。心当たりのある方は、すみやかに当
消防本部に申し出てください。

生駒市消防長 印

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管を始めた日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項

保管物件一覧簿							
整理 番号	名称(種類) 形状、数量	物件の所在 した場所	除去日時	保管開始 日 時	保管場所	公 示 年 月 日	備 考

(注) 1 公示年月日欄には、上段に消防本部等の掲示場に掲示した年月日を、下段には、生駒市広報又は新聞に掲載した場合の掲載年月日をそれぞれ記入する。
2 備考欄には、保管物件を売却したときの売却年月日又は返還したときの返還年月日等を記入する。

年 月 日

保管物件返還請求書

生駒市消防長 殿

（請求者）

住 所

氏 名



に保管されている次の物件は、私の するもの
ですので、返還するよう請求します。

1 名称又は種類

2 形状及び数量

年 月 日

売却代金返還請求書

生駒市消防長 殿

（請求者）

住 所

氏 名



金 額

			百万			千			円
--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

私の する次の物件に係る売却代金の返還を上記のとおり請求します。

1 名称又は種類

2 形状及び数量

年 月 日

生駒市消防長 殿

保 管 物 件 受 領 書

（受領者）

住 所

氏 名



下記の物件を受領しました。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

年 月 日

生駒市消防長 殿

売 却 代 金 受 領 書

(受領者)

住 所

氏 名



1 名称又は種類

2 形状及び数量

上記物件の売却代金として、下記の金額を受領しました。

記

金 額

			百万			千			円
--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長 

保管費用等納付命令書

年 月 日付け返還した物件の保管、売却及び公示等に要した費用は下記のとおりであるから 年 月 日までに へ納付するよう消防法第 条 第 項の規定により命令する。
なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例により徴収する。

記

金 , 円

費 目	金 額	内 訳

教 示
この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に生駒市長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となる。）。
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に生駒市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

奈良県知事 殿

生 駒 市 長 印

危険物取扱者違反処理報告書

違反者	本 籍					
	住 所					
	ふりがな 氏 名					
	免 状	種 類	類 別	交付年月日	交付番号	交付知事
		種	類	年 月 日	第 号	知事
	事業所名 職 名 所 在 地					

- 1 違反年月日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反発見の端緒
- 5 違反条項及び違反点数（付加点数及びその理由）
- 6 その他参考事項
- 7 意 見

第 号
年 月 日

殿

生 駒 市 長



違 反 事 項 通 知 書

あなたは、下記の消防法令違反があるので注意します。

なお、今後、危険物取扱者免状を交付した都道府県知事から返納命令を受けることがあります。

記

- 1 違反年月日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反事項
- 5 その他

奈良県知事 殿

生駒市消防長 

消防設備士違反処理報告書

違反者	本 籍					
	住 所					
	ふりがな 氏 名					
	免 状	種 類	指定区分	交付年月日	交付番号	交付知事
		種	類	年 月 日	第 号	知事
	事業所名 職 名 所 在 地					

- 1 違反年月日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反発見の端緒
- 5 違反条項及び基礎点数
- 6 事故加点及び当該事故の概要
- 7 その他参考事項
- 8 意 見

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長



違 反 事 項 通 知 書

あなたは、下記の消防法令違反があるので注意します。

なお、今後、消防設備士を交付した都道府県知事から返納命令を受けることがあります。

記

- 1 違反年月日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反事項
- 5 その他

殿

生駒市消防長 

防火対象物点検資格者不適正点検事案報告書

点 検 資 格 者	本 籍		
	住 所		
	ふ り が な 氏 名		
	免 状	交 付 年 月 日	交 付 番 号
		年 月 日	第 号
事 業 所 名 職 名 所 在 地			

- 1 事案発生年月日
- 2 事案発生場所
- 3 事案の概要
- 4 その他参考事項
- 5 意 見

殿

生駒市消防長 

消防設備点検資格者不適正点検事案報告書

点 検 資 格 者	本 籍			
	住 所			
	ふ り が な 氏 名			
	免 状	種 類	交 付 年 月 日	交 付 番 号
		種	年 月 日	第 号
	事業所名 職 名 所 在 地			

- 1 事案発生年月日
- 2 事案発生場所
- 3 事案の概要
- 4 その他参考事項
- 5 意 見

年 月 日

生駒市消防長 殿
(生駒市消防署長)
(生 駒 市 長)
(階 級 ・ 氏 名)

住 所
氏 名



受 領 書

年 月 日付け 第 号の 書は、確かに受領
しました。

違反処理経過簿

対象物	所在地		違反者	住所	
	名称			氏名	
	用途			生年月日	
	構造			職業	
	規模			職名	
年 月 日		違反処理区分等		経 過	

(注) 1 年月日欄には実施年月日を、違反処理区分等欄にはその実施事項を、経過欄には必要事項を完了するまで記載すること。
2 必要に応じ、関係書類等を添付すること。

年 月 日

生駒市消防長 殿

（ 所 属 ）
（ 階 級 ・ 氏 名 ） 印

違 反 処 理 完 了 報 告 書

違 反 者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日 歳
	職業・職名			
対 象 物 の 状 況	所在地			
	名 称		構造・規模	
	用 途			
違 反 の 概 要 等				
違反処理 完了までの 経 過				
そ の 他				